

第3章 スポーツ施設と行政の今後の課題

前章で述べたとおり、スポーツ施設を巡るこれまでのアメリカの州や地方自治体の対応は決して十分なものとは言えない。それらの状況を改善し、行政所有のスポーツ施設を真に有益なものとするため以下の諸点が今後の検討課題として取り上げられよう。

第1節 行政対応方策

まずスポーツ施設の在り方を考えるために、行政側とプロスポーツチームとのるべき姿を考えることが不可欠である。これを踏まえて、今後行政側としてどのようにプロスポーツチームに対応していくべきか、財源確保などの諸問題をどのように考えていくべきかが問題となる。

1 後手に回らず先手を打つ

前章で紹介した「プロスポーツチームは価値があるのか?」の著者ジョセフ・スピアーズは、スポーツ施設建設問題に対する多くの州や地方自治体政府の意思決定過程の不手際を、次のように批判している。「各方面から圧力を加えられるあまり行政側は結論を急ぎ、結果として事業の危険性など全く無視した妥協の産物を産み出てしまっている。」チーム・オーナーからのスポーツ施設の新設、改修、契約内容の変更など行政側が簡単に受け入れ難い要求に対して、余りにも各方面からの圧力が強いために、行政側が大きく譲歩してしまうケースが跡を絶たない。州や地方自治体は、潜在的な要求を見極めて優先順位を付け、プロスポーツチーム側と問題が生ずる前に交渉における指針をしっかりと樹立しておくことが重要であると、多くの専門家は指摘している。

1995年、ペンシルバニア州のトム・リッジ知事（共和党）は、同州内のスポーツ施設建設諮問機関である「ペンシルバニア州スポーツ及び展示施設検討委員会」を創設した。同委員会は1996年に最終答申を出しているが、将来のスポーツ施設建設要求問題に先手を打った一例であると評価されている。

2 誇張せず正直に対応する

スポーツ施設の経済効果について誇張された調査報告は、多くの公的資金の獲得競争を起こさせる元凶である。経済効果調査に関わる調査機関に対して行政側は正直な報告を要求し、行政側が委託する経済効果に関する調査報告は、利害関係を持たない独立した第3者機関の検査を受けることが望ましい。また、経済効果調査に関わる調査機関に対して、検査がある旨を伝えて正直な報告を要求し、決して行政側としての望ましい調査報告の形を示唆すべきではない、と専門家は説いている。

3 専用スポーツ施設の必要性についての熟慮

専用スポーツ施設がファンにとっては不可欠である、との論理は既に妥当性のあるものとは言えなくなっている。最新の技術を駆使し多種多様なスポーツ競技やイベントに対応できる最新鋭のスポーツ施設を開発したスポーツ施設建設企業もある。年間多くの日数が使用されないような専用スポーツ施設の建設が適當かどうか、公的資金を投じる前に行政側は、熟慮する必要があるとの指摘が多い。

4 収益産出手段を最大限活用する

現代のスポーツ施設においては、収益を産み出す手段が幅広く潜在する。行政側では、スポーツ施設の建設及び運営に当たって、これらの収益産出手段を最大限活用し、公的資金の投入を最小限にする努力が必要である。スポーツ施設からの新たな収入源を開発するなど行政側に流れる収入源を確保していくことが、重要になってくる。また、場内販売所を別の民間企業に委託して販売権利金を徴収するなど、民間委託できる部分は、独自に民間委託契約を結ぶことも収入確保手段の一つとして考えられる。

5 観客や施設使用者からの財源を最大限取り入れる

個人年間座席指定券（シーズン券）や入場券などに追加料金を上乗せするなど、観客や施設使用者からの財源を最大限確保することは、公的資金の支出を抑え、施設を使用しない人々の負担を低くすることにつながる。入場券などに追加料金を課すことなどの措置は抵抗が大きいと思われるが、利益を受けない人々の負担を軽減するためにも、受益者である観客や施設使用者の負担を増やすことは、公平な行政

の観点からも必要となろう。

6 プロスポーツチームとの長期賃貸借契約の努力

プロスポーツチーム側の「椅子取り合戦」が、財政圧迫要因となっている。プロスポーツチーム側が、更に新しい、更に利益につながるスポーツ施設を求めて移転すれば、移転された方は空のスポーツ施設だけが残るのみならず、プロスポーツチームに見捨てられた施設が、起債償還を完了していない実例もあることは前に述べたとおりである。スポーツ施設はプロスポーツチームが本拠地としていない場合、恒常的な利益の確保は難しくなるため、行政はプロスポーツチーム側に対しできる限り長期の賃貸借契約を結ぶよう努力する必要がある。

7 プロスポーツチームの株主となる

州、地方自治体ないしは地域住民が、プロスポーツチームの株主となるのも一つの案である。

NFLの1996-97シーズンの霸者グリーンベイ・パッカーズの本拠地であるウィスコンシン州グリーンベイ市は、人口約8万8千人（1980年）で、周辺も含めたメトロポリタン地域の人口でも約17万5千人（1980年）にとどまり、集客を期待できるほどの大都市は近郊にはない。他のNFLやMLBのチームが大都市や大都市近郊を本拠地としているのと異なり、集客市場はNFLの全30チーム中最小であるうえ、スポーツ施設も決して良いものとは言えず、むしろ多くのチームが敬遠するような時代遅れのものである。しかし、グリーンベイ市当局も市民もグリーンベイ・パッカーズの移転を全く心配していない。その理由は、多くのグリーンベイ市民がパッカーズの株主となり、チームの運営に参加しており、また決して株を手放すことなく次世代に受け継いでいるためである。

マイナー・リーグの中には地方自治体が所有しているチームもある。ペンシルバニア州の州都ハリスバーグ市では、最近プロ野球マイナー・リーグである2A（マイナー・リーグは強い順に3A、2A、1Aとクラスが分かれている）のハリスバーグ・セナターズを620万ドルで購入した。セナターズがマサチューセッツ州のスプリングフィールド市に移転するのを阻止するために取られた措置という。プロ野球マイナー・リーグの3Aに所属し、MLBのフィラデルフィア・フィリーズ（本

拠地：ペンシルバニア州フィラデルフィア市）の傘下にあるサクラントン／ウィルケスバーレ・レッドブラウンズ（本拠地：ペンシルバニア州サクラントン／ウィルケスバーレ両市）も地元地方自治体が所有している。プロスポーツチームの行政所有に対して反対の意見があることはいうまでもないが、両地域では、プロスポーツチームの移転を阻止するため最良の手段と判断されたわけである。

第2節 スポーツ施設に対する行政の在り方

行政以外からの資金を最大限調達できたにせよ、スポーツ施設建設計画には多額の公的資金を必要とするため、多くの地域にとって必要な他の事業にその繙寄せが来る。全米どこの地域でもそうであるが、開発関係予算は限られており、住民が必要としているものは数限りなくある。政治家や役人が自己あるいは少数者の独善的利益追及を排除して、最大多数の住民に対し最大限の公共の福祉が行き渡るよう努めるべきことはいうまでもない。大多数の住民の声が、スポーツ施設建設計画を推進する一部の有力な声にかき消されることがよくあるだけに、改めて原点に立って考える必要があるわけである。

第4章 ペンシルバニア州のスポーツ施設政策

本章では、ペンシルバニア州におけるスポーツ施設政策を具体的な事例を踏まえて取り上げる。前章で触れた「ペンシルバニア州スポーツ及び展示施設検討委員会」について、その設立の経緯や最終答申についてあわせて紹介する。

第1節 ペンシルバニア州について

ペンシルバニア州は、アメリカ合衆国の北西部に位置する、人口約1,200万人、面積約12万平方キロメートルの州で、その広さは北海道と九州を合わせた面積に匹敵する。同州最大の都市フィラデルフィア市まではニューヨーク市から特急鉄道で約1時間の距離であるが同市は同州のほぼ最東端に位置しているため、西端に行くには更に数時間をする程、奥行きが深い。合衆国でも最も歴史の古い州の一つでもあるが、製造業、サービス業などが主要産業で、スポーツやレジャーなどを含めた観光業は、同州第2の産業となっている。良く知られた都市の一つとして同州東部のフィラデルフィア市（人口：約160万人）のほか同州西部のピッツバーグ市（人口：約37万人）がある。それぞれの市にはMLB及びNFLのチームが存在する（表5のとおり）。

フィラデルフィア市に本拠地を置く2チームは、同市南部に位置するヴェテランズ・スタジアムを共有しており、ピッツバーグ市に本拠地を置く2チームは、同市中心部にあるスリーリバー・スタジアムを共有している。

（表5）ペンシルバニア州に本拠地を置くMLB及びNFLのチーム

本拠地を置く都市	MLB	NFL
フィラデルフィア	フィラデルフィア・フィリーズ	フィラデルフィア・イーグルス
ピッツバーグ	ピッツバーグ・パイレーツ	ピッツバーグ・スティーラーズ

（出典：New York NY, No.7）

第2節 「ペンシルバニア州スポーツ及び展示施設検討委員会」設立の経緯

1 検討委員会の設置目的

ペンシルバニア州のトム・リッジ知事（共和党）は、1995年10月27日に、「ペンシルバニア州スポーツ及び展示施設検討委員会」を創設する行政命令を出した。同委員会は、ペンシルバニア州各地域のスポーツ施設やコンベンションセンターなどの大規模公共施設に対して、公的資金の支出方法を検討し、知事に対し答申するよう求められていたが、とりわけ、大規模公共施設建設計画に対する融資を目的とした州政府管轄の公社を設立するための法律案の作成、並びに同公社創設のための資金の捻出方法について検討する役割が期待されていた。

「ペンシルバニア州中のいたるところから、ハリスバーグ（州政府）に対し、スポーツ施設やコンベンションセンターなど、その地域の核となる大規模公共施設の建設支援を求める声が寄せられている。この検討委員会は、これらの期待に大きく応えるものとなるだろう」とリッジ知事は同検討委員会の設立趣旨を述べている。

2 プロスポーツチームとの関わり

そのような建て前にもかかわらず、地元新聞等の報道によると、この検討委員会の設置には州内のプロスポーツチームが大きく関係しているようである。ピッツバーグ・パイレーツのオーナーが、ピッツバーグ・スティーラーズとスリーリバー・スタジアムを共有することを嫌って移転する可能性を示唆したことが、同委員会発足の契機となったことは否めないようであり、リッジ知事自身も「パイレーツの保持は、差し迫った問題である。州政府もこの問題の解決のために各界と協力するつもりである。この検討委員会の設立は、大リーグに対し、ペンシルバニア州がパイレーツに関わっていくことを示すことになろう」と述べている。

3 スポーツ施設への積極的関与

リッジ知事は「ペンシルバニア州内には、ピッツバーグの外にも様々な問題がある。フィラデルフィアには、スリーリバー・スタジアムと同じ程度の古さのスポーツ施設を使用しているプロスポーツチームがある。州内のあらゆる地域からスポーツ施設の新設や改修を求める声がある。これまでのような細切れの政策ではなく、もっと熱心

にこの問題に取り組む必要に迫られている」と述べ、州内スポーツ施設建設に積極的に取り組んでいく考えを明らかにした。

また、リッジ知事は「バイレーツなどの大リーグのチームからマイナーリーグのチームまで、全てのプロスポーツチームは地域の一部である。スポーツ施設の経済効果だけを過大視すると、重要なことを忘れる。全てのプロスポーツチームはペンシルバニア州の構成要素である」と述べ、スポーツ施設が及ぼす経済効果にも言及している。

第3節 「ペンシルバニア州スポーツ及び展示施設検討委員会」の検討結果

約1年間の検討の末、同検討委員会は1996年9月に最終答申を提出した。これを受けたリッジ知事は、同答申が概ね思惑どおりのものとなったため「勇気と斬新さを兼ね備えた報告書であり、ペンシルバニア州内の各地域の社会資本の整備の重要性と、市民の税金の重要性の双方について十分考慮を払ったものとなっている」と、絶賛しているが、その答申内容は概ね次のとおりとなっている。

(1) 「ペンシルバニア・スポーツ及び展示施設公社」を創設するための法律を制定すべきこと。同公社は9人の構成員からなるものとし、どの建設計画に対して州政府が融資を行うべきか決定する権限を持つものとすること。同公社は、融資を実施するために債券を発行する権限を持つとともに、助言を行うなど建設計画の支援をする。原則として1,500万ドル以上の建設計画に対して融資を行うものとすること。

(2) 検討委員会としては、いかなる建設計画に対しても州からの公的資金の提供は、特別な事情のある場合を除き、全体の建設費の35%以内に抑えるべきものと考える。

(3) 検討委員会は、州政府が建設計画の重要度を計る上での様々な要因を提示しており、専用スポーツ施設の必要性の検討も求めている。また、完成後の施設から資金を生み出すための様々な手段（場内販売所の設置、施設名使用権など）についても積極的に提示している。更には、州政府が資本参加し、民間資本と一緒にスポーツ施設を運営することもあわせて提唱している。

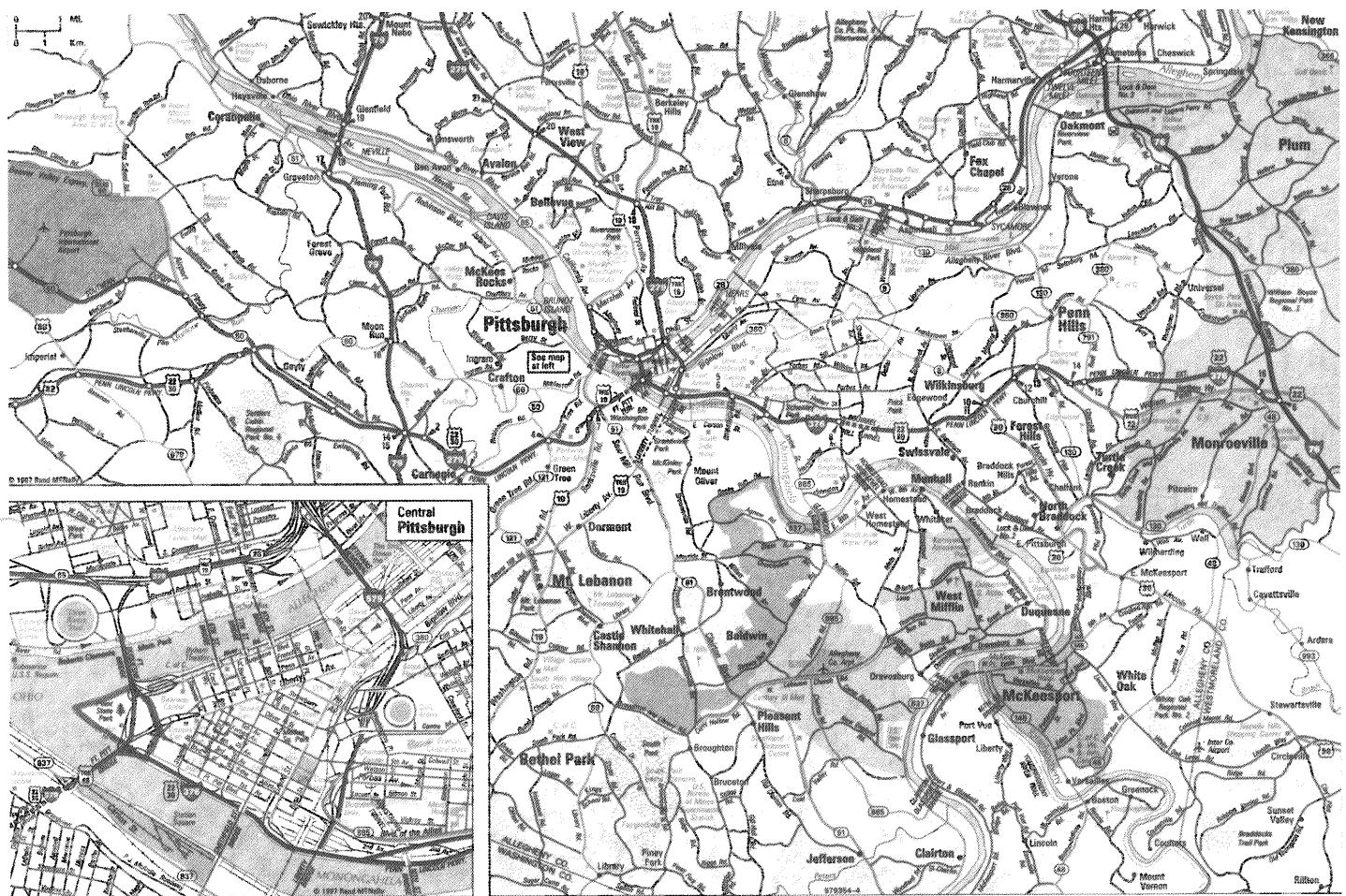
(4) 前記公社の管轄外となる 1,500 万ドル未満の建設計画を援助するため、州政府は「再開発援助事業資金」を 2 億ドルに拡大するよう検討委員会は勧告するとともに、同事業資金の改善も求めている。

(5) 更に、検討委員会では、同公社の創設資金を捻出するため、現在州政府に限定されている酒類の販売権を民間に委譲し、州所有の酒類販売所を民間に払い下げるよう勧告している。

(6) 検討委員会は州議会に対し、大規模公共施設建設援助のため地方自治体に新たな課税権を含め大幅な権限を与えるよう求めている。

リッジ知事の選挙公約の中に、州所有の酒類販売所の民間への払い下げが掲げられていたため、同公約の実現手段としてスポーツ施設建設支援が打ち出されたのではないかとの憶測も一部なされているが、これらの勧告を実行に移すため、ペンシルバニア州では、州議会上下両院から構成される「立法諮問委員会」を設立し、公社創設に向けて着々と準備が進められている。

(図2) ピッツバーグ市の中心部（ダウンタウン）



(出典：Road Atlas 1997, Rand McNally)

(写真1-1) スリーリバー・スタジアム（ペンシルバニア州ピッツバーグ市）



(写真1-2) ヴェテランズ・スタジアム（ペンシルバニア州フィラデルフィア市）



(出典 : Where The Game Are Played, Collectors Series 1997 Calendar)

第5章 ジョージア州及びアトランタ市のスポーツ施設政策

ジョージア州アトランタ市においては、1996年史上最多の197の国及び地域の代表を集め7月19日から8月4日まで第26回オリンピック大会が開催された。アトランタ市は非常にスポーツ施設が充実しているが、同市のダウンタウンを中心とした半径2.5キロメートルのオリンピック・リングと呼ばれる地区が主要会場となった。会場施設の中には、アトランタ・オリンピック組織委員会(ACOG)が今回新たに建設したものもあるが、大半は既存の行政所有スポーツ施設である。

第1節 ジョージア州及びアトランタ市について

ジョージア州は、ニューヨークから飛行機で約2時間、アメリカ南東部に位置する人口約650万人の州である。アトランタ市はジョージア州の最大の都市であり州都である。このアメリカ南部の中心都市は、マーチィン・ルーサー・キング牧師やマーガレット・ミッ切尔の「風と共に去りぬ」の舞台としても知られているが、近年は、オリンピック開催都市としても有名になった。

アトランタは非常にスポーツの盛んな都市であるが、同市に本拠地を置くMLBのアトランタ・ブレーブスは、1995年のシーズンはワールド・シリーズで優勝し全米一に輝いた。1996年は惜しくもニューヨーク・ヤンkeesに破れたものの、ワールド・シリーズへの連続出場を果たしている。ジョージア州にはこの他にNFLのアトランタ・ファルコンズ及びNBAのアトランタ・ホークスが存在する。これらのチームが本拠地としているスポーツ施設は、アトランタ市を中心部の非常に便利な場所に集中している。オリンピックにも利用され高い評価を受けているスポーツ施設ばかりであるが、多くはジョージア州やアトランタ市、同市を含むフルトン・カウンティー政府が、建設し所有するスポーツ施設である。

第2節 アトランタ・フルトン・カウンティー・スタジアム

1 建設の経緯

アトランタ・オリンピックで野球競技会場となり、1996年のシーズンまでMLBのアトランタ・ブレーブスの本拠地であったアトランタ・フルトン・カウンティー・スタジアムは、1965年にアトランタ市にプロスポーツチームを誘致する目的で建設された。1966年までにスポーツ施設を建設すれば、MLBのチームをアトランタ市へ移転させる、とのMLB側と当時のアトランタ市長アイヴァン・アレン・Jr（民主党）との約束がなされたためである。この約束は、1964年3月5日に発表され、直ちにアトランタ市議会にかけられたところ、満場一致で1,920万ドルを投入し新たなスポーツ施設を建設することが決定された。同施設完成後の1966年、ウィスコンシン州ミルウォーキー市に本拠地を置いていたミルウォーキー・ブレーブスが移転し、アトランタ・ブレーブスとなった訳である。更には、NFLのアトランタ・ファルコンズの誘致にも成功し、荒廃しかけていたアトランタ市中心部の再興に一役を果たすことになった。

2 運営母体

「アトランタ・フルトン・カウンティー・スタジアム」は、アトランタ市政府及びフルトン・カウンティー政府が共同で所有するスポーツ施設である。運営はアトランタ市及びフルトン・カウンティー政府が共同で1961年に設立した「フルトン・カウンティー・レクリエーション公社」が行っている。アトランタ市政府により任命された理事が6名、フルトン・カウンティー政府により任命された理事が3名の合計9名の理事で意思決定がなされ、チケット売り上げの5%、場内販売所売り上げの10%、駐車場代が主な収入源となっている。しかし、アトランタ・ブレーブス以外の使用を認めない契約を結んでいるため、収入が乏しく、債券を発行して収入を賄っている。

3 建設及び維持管理財源

アトランタ・フルトン・カウンティー・スタジアムは、総事業費約1,920万ドルを費やし建設された。総事業費中1,650万ドルはアトランタ市及びフルトン・

カウンティー・レクリエーション公社発行の起債で賄われている。建設後も、改修や最新の設備を導入するために債券発行を続けている。

(表6) アトランタ・フルトン・カウンティー・スタジアムに係る債券発行

起債年	起 債 者	起 債 額	主 な 起 債 理 由
1965	アトランタ市政府及び レクリエーション公社	\$16,500,000	施設の建設
1975	レクリエーション公社	\$1,500,000	最新式の座席の導入
1977	レクリエーション公社	\$1,500,000	電光掲示システムの導入
1982	レクリエーション公社	\$1,300,000	駐車場の改修
1986	レクリエーション公社	\$13,000,000	大型スコアボードの建設 天然芝の植え代え 排水設備の導入 施設のコンクリート面の改修

(出典 : Sports, Convention, and Entertainment Facilities)

(写真2-1) アトランタ・フルトン・カウンティー・スタジアム
の外観（ジョージア州アトランタ市）



(写真2-2) アトランタ・フルトン・カウンティー・スタジアム
の内部（ジョージア州アトランタ市）



4 オリンピック・スタジアムの転換利用

多額の公的資金が費やされたアトランタ・フルトン・カウンティー・スタジアムも、1996年のシーズンを最後にその役割を終えた。1996年アトランタ・オリンピックのメイン会場だったオリンピック・スタジアムが野球専用スポーツ施設に造り替えられ1997年のシーズンからアトランタ・ブレーブスの本拠地となる。公的資金を導入して改良しているにもかかわらず、アトランタ・ブレーブスは、築30年のアトランタ・フルトン・カウンティー・スタジアムに不満を持っていた。新しいスポーツ施設を求めて移転すら考えていたアトランタ・ブレーブスが、オリンピック・スタジアム建設主体のアトランタ・オリンピック組織委員会(ACOG)や行政側と協議を重ね、オリンピック・スタジアムを野球専用スポーツ施設に改修した上で、使用することとしたものである。この結果、8万5千人収容のオリンピック・スタジアムは4万5千人収容の野球専用スポーツ施設に生まれ変わり、アトランタ市に寄贈される。一方、アトランタ・フルトン・カウンティー・スタジアムは取り壊され、跡地は駐車場となる。アトランタ・フルトン・カウンティー・スタジアムの取り壊し費用、オリンピック・スタジアムの改修費用はすべてACOGが負担することとなっている。更にアトランタ・フルトン・カウンティー・スタジアムは約1,000万ドルの未償還債務を抱えていたが、これもACOGが肩代りすることとなっている。

(写真3) 改修が進むオリンピック・スタジアム（ジョージア州アトランタ市）



第3節 ジョージア・ドーム

1 建設の経緯

ジョージア・ドームは1992年にジョージア州所有スポーツ施設として完成した。ジョージア・ドーム完成以前は、NFLのアトランタ・ファルコンズとMLBのアトランタ・ブレーブスは、アトランタ・フルトン・カウンティー・スタジアムを共同使用していた。しかし、アトランタ・ファルコンズは共同使用を嫌い、移転を検討し始めていた。NFLチームの州外移転を望まなかったジョージア州の州政府や経済界では、1980年前半、アトランタ・ファルコンズのために新たなスポーツ施設建設を検討し始めた。

1984年頃から本格的な議論が始まり、1985年には新スポーツ施設検討委員会が発足し、事前調査が始まった。委員会のメンバーは、ジョージア州政府、アトランタ市政府、フルトン・カウンティー政府、アトランタ・ファルコンズ、アトランタ商工会議所、ジョージア工科大学であった。事前調査の結果、ドーム型のスポーツ施設にすることが決定された。工事は1990年に開始され、2億1,400万ドルが投じられた結果、1992年にジョージア・ドームが完成した。

2 運営母体

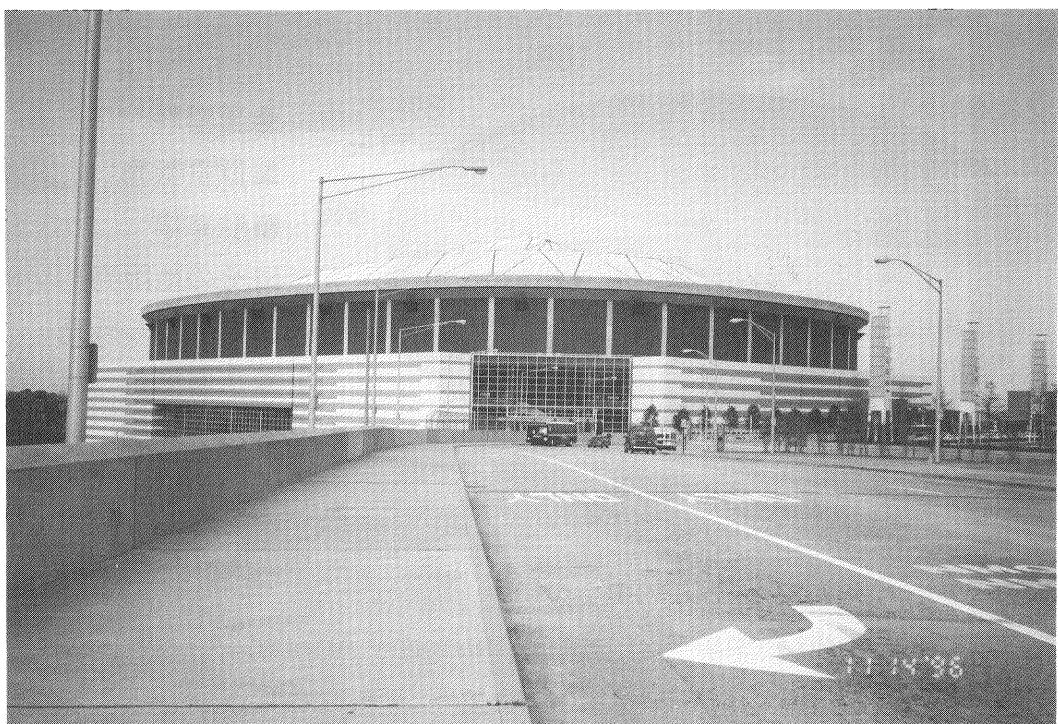
ジョージア・ドームは、ジョージア州が所有し、ジョージア世界会議センター公社が運営を行っている。この公社はジョージア州政府管轄の機関であり、隣接するジョージア世界会議センター、アトランタ・オリンピックを記念して建設された100周年オリンピック公園の3施設の運営を行っている。また、この公社は債券を発行する権限を有しており、建設費用中2億ドルは、同公社起債の債券で賄われている。

3 建設及び維持管理財源

総事業費用は2億1,400万ドルであり、そのうち用地取得費用が1,400万ドル、建設費用は2億ドルであった。民間資金の導入を図り、公的資金の導入を最小限に抑える考え方のもと用地取得費はジョージア州政府が支出し、建設費用はジョージア世界会議センター公社の起債により調達された。

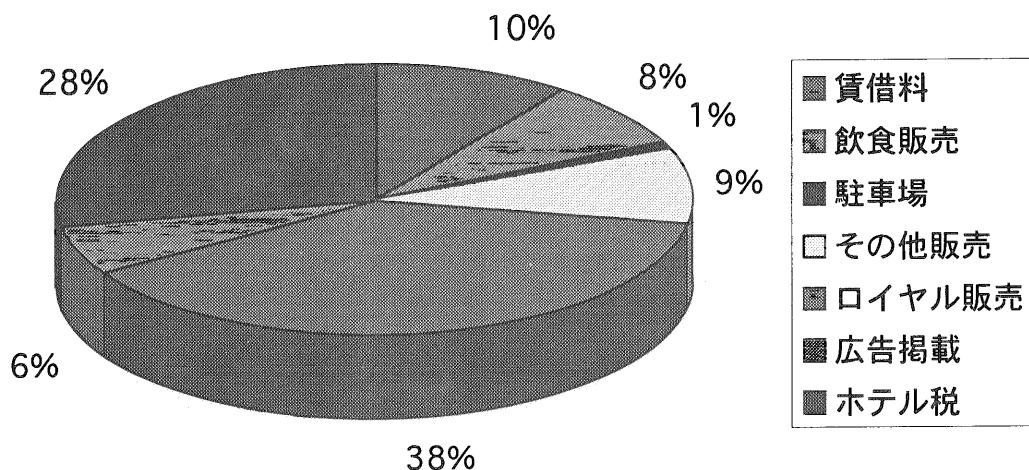
収入面では、表7-1からも明らかにおり、民間資金であるロイヤル・ボックスの使用権販売収益が全体の38%を占めている。ジョージア・ドームが1994年のNFLの決勝戦（スーパー・ボウル）の会場に選ばれたこと、1996年のオリンピックの体操競技及びバスケットボール競技の会場に選ばれたことなどで、販売が促進されたものと公社側はみている。公的資金としては、ホテル税が充当され、収入の28%を占めている。1987年にジョージア州政府、アトランタ市政府、フルトン・カウンティー政府の合意により、宿泊費に0.5%のホテル税を更に上乗せすることとし、これをジョージア・ドームに充当しているものであるが、これ以外に公的資金の導入はない。

(写真4) ジョージア・ドームの外観 (ジョージア州アトランタ市)



(表7-1) ジョージア・ドームの収入

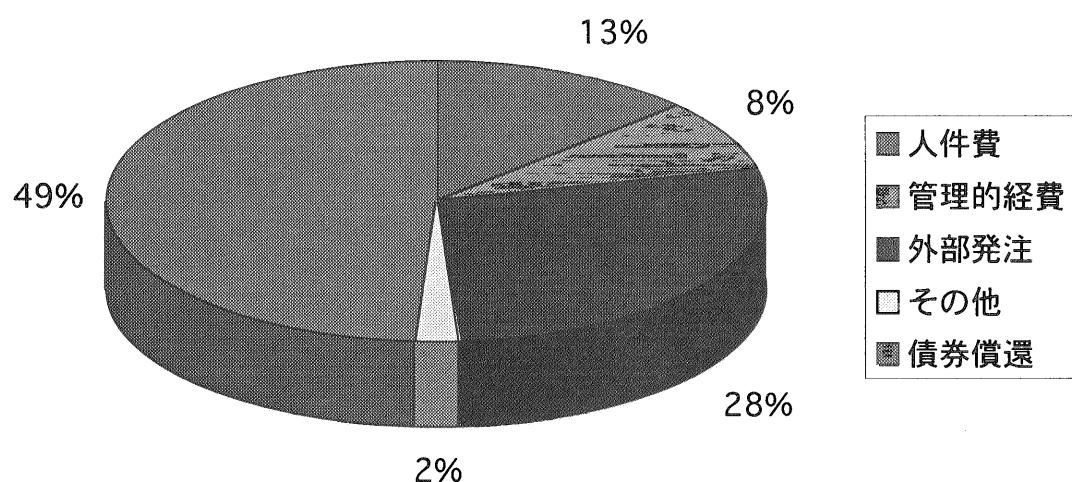
収入課目	収入額	比率
賃借料収入	\$3,913,873	10%
場内飲食店販売収入	\$3,123,230	8%
駐車場収入	\$554,730	1%
その他の販売収入	\$3,546,324	9%
ロイヤル・ボックス使用権販売額	\$15,466,000	38%
場内掲載広告収入	\$2,266,638	6%
ホテル税収入	\$11,227,181	28%
基金からの移動	\$147,189	0%
合計	\$40,245,165	100%



(出典 : Georgia World Congress Center Authority Annual Report 1995)

(表7-2) ジョージア・ドームの支出

支 出 課 目	支 出 額	比 率
人件費	\$4,623,378	13%
管理的経費	\$2,883,342	8%
外部委託費用	\$9,795,252	28%
その他	\$576,484	2%
債券償還費用	\$17,512,003	49%
合 計	\$35,390,459	100%
純 利 益	\$4,854,706	



(出典 : Georgia World Congress Center Authority Annual Report 1995)

(図3) アトランタ市の中心部（ダウンタウン）



(出典：Road Atlas 1997, Rand McNally)

主な参考文献

- 1 Robert R. Nelson, Assistant Professor, University of Delaware,
"The Rising Costs Associated With Attracting and Retaining Professional
Sport Franchises"、1996
- 2 Robert R. Nelson, Assistant Professor, University of Delaware,
"Written Testimony Presented to The Governor's Sports and Exposition
Facilities Task Force"、1996
- 3 Robert R. Nelson, Assistant Professor, University of Delaware,
"Supplement Material To Presented To The Governor's Sports and
Exposition Facilities Task Force"、1996
- 4 Carla J. Robinson-Barnes, Assistant Professor, Georgia State University,
"Community Interest and Stadium Development in Chicago and Atlanta :
A Talk of Two Cities"、1996
- 5 Mandy Rafool,
NCSL Legisbrief Vol.5 No.3 (Finance Professional Sports Facilities),
NCSL、1997
- 6 David C. Petersen,
"Sports, Convention, and Entertainment Facilities"、The Urban Land
Institute、1996
- 7 New York NY, No.7、New York NY Publications, Inc.、1996
- 8 Georgia World Congress Center Authority Annual Report,
Georgia World Congress Center Authority、1995

CLAIR REPORT既刊分のご案内

NO	タ イ ル	発刊日
第 152 号	スポーツ施設と地域政策	1997/11/28
第 151 号	カリフォルニア州サンセーブル・カウンティ レイクウッド 市（米国地方自治の現場IV）	1997/11/28
第 150 号	チェコの地方自治	1997/11/20
第 149 号	韓国の市・郡統合問題	1997/10/30
第 148 号	アメリカの福祉改革	1997/10/15
第 147 号	韓国 仁川国際空港建設計画について	1997/8/25
第 146 号	オーストラリアの公務員制度概説（2）（地方自治体）	1997/6/20
第 145 号	オーストラリアの公務員制度概説（1）（州政府）	1997/6/20
第 144 号	英国の文化政策	1997/5/20
第 143 号	米国社会と移民政策の現状	1997/5/15
第 142 号	英国の1996年統一地方選挙	1997/4/30
第 141 号	米国の公教育改革とチャータースクール -公教育の選択・分権・民営化	1997/3/31
第 140 号	デンマークの地方行財政制度 -地方分権を支える税財制度の概要-	1997/3/24
第 139 号	1996年米国大統領選挙	1997/3/24
第 138 号	シンガポールの教育制度	1997/3/17
第 137 号	グレーター・モントリオール地域の現状と再編成試案	1997/3/17
第 136 号	日韓修学旅行の現状と今後の展望について	1997/2/28
第 135 号	ドイツにおける外国人政策をめぐる諸問題	1997/2/28
第 134 号	アメリカの交通体系と土地利用計画	1997/2/14
第 133 号	オランダにおける移民労働者等統合化政策	1997/1/31
第 132 号	韓国の住民登録制度について	1997/1/31
第 131 号	シンガポールの行政機構 -運輸・通信行政を中心に-	1997/1/31
第 130 号	オーストラリアにおけるボランティア活動の現状	1997/1/31
第 129 号	民願事務処理制度	1997/1/16
第 128 号	英国の国家予算と地方団体 -構造と編成過程、1996年度予算案の概要-	1996/12/25
第 127 号	韓国地方公務員の人事制度について	1996/12/25
第 126 号	英国（イングランド）の継続的成人教育	1996/12/24
第 125 号	アメリカの州・地方政府の経済政策 -6州の企業誘致政策を中心に-	1996/11/22
第 124 号	イギリスにおけるアイデンティティ・カードをめぐる議論と共通番号制度	1996/10/31
第 123 号	英国のコミュニティケアと高齢者福祉	1996/9/27
第 122 号	大韓民国の第15代国会議員総選挙について	1996/9/17

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい